

中建国保被保険者、関係各位の皆様へ

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言をふまえた  
集団健診等の実施について

先般、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)第 32 条第 1 項」に基づく緊急事態宣言が埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫及び福岡の 7 都府県(以下「対象地域」という。)に発令されたところです。

また、厚生労働省保険局より「対象地域に居住する住民を対象とする特定健康診査等及び対象地域に所在する医療機関等で実施する特定健康診査等については、少なくとも緊急事態宣言の期間において、行わないこと。」とする通知が発出されました。このことをふまえ、中建国保でも対象地域の支部における集団健診等について以下の対応をとっております。被保険者および関係各位の皆様にはご迷惑をおかけすることをお詫び申し上げます。

なお、対象地域以外の支部においても地域の感染状況を鑑み、同様の措置をとる支部があります。

**【対象地域の支部(千葉県、千葉土建、東京都、福岡県、福岡建設支部)】**

1. 集団健診について、緊急事態宣言の期間(令和 2 年 4 月 7 日～5 月 6 日)は行いません。
2. 保健指導について、電話、電子メール等を活用して行う保健指導は引き続き行うことは可能とされています。実施については所属の支部・出張所にご確認ください。
3. 健康体力づくり事業(健康体操・講演など)等のその他の保健事業についても、対面形式や集合形式等によるものは行いません。

※ その他ご不明な点や対象地域以外の支部の集団健診・保健指導等については、所属の支部・出張所にお問い合わせください。